個人農家・農業法人の経営者の皆さまへ

雇用就農資金

全国農業会議所は、５０歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な農畜産物の生産技術・経営に関するノウハウ等を習得させるための研修を実施する農業法人等に対して資金を交付する「雇用就農資金」を実施します。

事業実施を希望される場合は、令和８年10月22日（木）から11月25日（水）(必着)までに雇用就農資金公式HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

◎雇用就農者育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付

◎新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。

助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額 ※1
雇用就農者育成 独立支援タイプ	４年間	240万円（月額5万円）※2
新法人設立支援 タイプ		360万円 ※3 （1-2年目は月額10万円、3-4年目は月額５万円）

※１）①各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は、年間15万円が加算されます。②事業実施期間が３ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。③事業実施期間中に要件を満たさなくなった場合等には、速やかに中止届を提出してください。

※２）雇用就農者育成・独立支援タイプは１経営体当たりの新規採択人数は年間５人まで、かつ３人目以降の助成額は年間20万円となります（多様な人材の場合は年間15万円の加算あり）。

※３）３年目、４年目の助成継続については、審査を行います。

募集期間等

※募集期間は応募の状況により、変更する場合がありますことをご了承ください。

募集回	募集期間※	支援対象となる新規雇用就農者の採用日（勤務開始日）	支援期間
第1回	2026年 3月 4日 ～ 4月 7日	2025年 6月1日 ～ 2026年 2月1日	2026年 6月1日 ～ 2030年5月31日
第2回	2026年 6月18日 ～ 7月22日	2025年10月1日 ～ 2026年 6月1日	2026年10月1日 ～ 2030年9月30日
第3回	2026年10月22日 ～ 11月25日	2026年 2月1日 ～ 2026年10月1日	2027年 2月1日 ～ 2031年1月31日

応募～採択後の流れ

事業申請（募集）
10月22日（木）～11月25日（水）

→ 書類審査

→ 審査結果通知
（R8.１月下旬）

→ 支援開始
（R8.２月１日）

→ 事業説明会等
（原則支援開始後１ヶ月以内）

→ 初回の現地確認
（原則支援開始後２ヶ月以内）
（以降、原則１年ごとに実施）

→ 助成金交付申請
（原則６ヶ月ごと）

裏面へつづく

事業実施にあたっての主な要件

必ず募集要領で詳細をご確認を！

農業法人等の要件

① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業支援サービス事業者等）等であること。

② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、５年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。

③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。

④ 働きやすい職場環境整備に係る項目の2つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。

⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。

⑥ 原則１週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。

35時間未満でも、フルタイム勤務の場合等はご相談ください。

⑦ 過去５年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が２名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が２分の１以上であること。

⑧原則地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること。

新規雇用就農者の要件

① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。

② 支援開始時点で、採用（勤務開始）されてから４ヶ月以上12ヶ月未満であること。

③ 過去の農業就業期間が５年以内であること。

④ 原則として農業法人等の代表者の３親等以内の親族でないこと。

⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと（道府県農業大学校等は除く）。

事業に関する問合せ先

・詳細は**都道府県の農業会議等**へお問い合わせください。

・**農業会議等の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は公式HPへ！**

（↑公式ホームページ）

公式HPは **雇用就農資金　応募** で検索　（https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/）